

知床羅臼フットパスクラブ会則

(名称)

第1条 本会は知床羅臼フットパスクラブと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は目梨郡羅臼町富士見町村田スポーツ店に置く。

(目的)

第3条 本会は歩きながら自然を楽しむフットパスの精神を通してクラブ会員の親睦と健康増進をはかり、また、自然環境の保全に努める事を目的とし、2018年6月1日に設立する。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) フットパスコースの整備
- (2) 自然環境の保全活動
- (3) 他団体との交流、連携
- (4) 講演会、交流会
- (5) その他役員会が認めたもの

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し入会したもの。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会届を提出し、代表の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は会費年額 1,200 円を納入しなければならない。なお、途中での入会は、月割りとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を3年以上納入しない場合。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表、副代表2名、理事若干名、監査役2名、事務局長、会計
2. 役員は会員の互選により選出する。
3. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 事務局長及び会計は代表が指名する。

(職務)

第10条 代表は本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(総会)

第12条 本会の総会は会員をもって構成し年に1回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 事業計画及び予算並びに運営に関する重要事項の議決に関すること

(6) 役員を選任または解任

(7) その他代表が必要と認めた事項

3. 総会は会員の出席により成立し、議事は出席数の過半数により決する。

4. 総会の議長は代表が務める。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。

2. 役員会は本会の業務運営の基本方針を決定する権限と責任を有する。

(事業報告及び決算)

第14条 代表は毎事業年度終了後2か月以内に事業報告、収支決算報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業及び会計年度)

第15条 本会の事業及び会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

付則

1. この会則は、2018年6月1日から施行する。